監　第　２２号
令和７年５月９日

請求人　○○○○○○○○

松江市監査委員　三島　康夫
松江市監査委員　安來　弘喜

松江市職員措置請求に基づく監査結果について（通知）

令和７年４月11日受理した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第１項の規定による松江市職員措置請求（有害鳥獣捕獲事業補助金に関する件）について監査を行ったので、その結果を同条第５項の規定により、次のとおり通知します。

記

第１　請求の受付

１　請求人

住 所　　松江市○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名　　○○○○○○○○

２　請求書の提出

請求書の提出日は、令和７年４月11日である。

３　請求の内容

(1)　主張事実（要旨）及び措置要求

（以下の記載は請求人から提出された「松江市職員措置請求書」（以下「請求書」という。）原文のまま。ただし、事実証明書については省略した）

松江市職員措置請求書

松江市長に関する措置請求の要旨

１　請求の要旨

（１）　対象となる職員

市長及び産業経済部農林基盤整備課における補助金担当職員

（２）　財務会計上の行為等

① 行為の時期：令和５年４月から令和５年５月頃にかけて

② 行為の内容：松江市有害鳥獣捕獲事業補助金交付要綱に基づく捕獲奨励金の支出

（３） 違法又は不当である理由

① 不正が疑われる捕獲個体と検収写真の不備　令和５年４月 10 日、松江市八雲町でイノシシ８頭が捕獲されたとされ、そのうち５頭は〇〇〇が管理する檻によるものと報告されています。しかし、そのうち２頭は明らかに両耳と尻尾が欠損しており、これは隣接する雲南市で既に検収された個体である可能性が極めて高く、新たな補助金対象には該当しません。

② 写真による検収の形式的実施とマニュアルとの乖離　松江市の検収写真は、イノシシ全体が確認できず、マニュアルに記載された要件（全頭を１枚に収める、両耳・尻尾の確認が可能なこと等）を満たしていません。写真２枚に分かれていたうちの一部は裏貼り指定のルールに従っておらず、意図的な分割や隠蔽が疑われます。また、２頭の個体は明らかに身体がきれいすぎて他の３頭と異質であり、同じ場所での捕獲とは考えにくい状態でした。

③ 市職員による不適切な対応と説明責任の放棄　捕獲個体の検収に立ち会った松江市職員（〇〇氏）は、〇〇〇〇〇〇〇氏及び〇〇氏と共に検収を行っていましたが、不正を見逃しただけでなく、〇〇〇〇に情報を提供し、通報者に圧力をかけるような行動をとったとされます。

④ 市長及び関係部局による説明拒否　令和５年５月８日、松江市総務課の〇〇〇氏に本件について相談しましたが、「後日連絡する」との返答以降、何の回答もありませんでした。その後、市長に対して文書で正式に質問しましたが、一部に対し「〇〇〇〇〇〇は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇であるため報告した」とのみ回答があり、その他の質問には一切答えがありませんでした。補助金は当時まだ支払われておらず、市長が適正に対処していれば本件の不正支出および関係者の処分は防げた可能性があります。

（４） 損害の態様

少なくとも、請求者が引き取った個体２頭を除く６頭について金 90 千円の損害を松江市は被ったと考えます。

（５） 請求する措置の内容

① 財務会計上の行為

市長及び上記の関係職員に対して、違法不当に支出した奨励金について連帯して 90 千円を返還させる等の必要な措置を講ずることを求めます。

② 不当である事実に対して

捕獲個体確認事務における検収方法を改めるために必要な措置を講ずることを求めます。

（６） 財務会計上の行為から１年を経過して請求する理由

請求者が行った市に対する弁護士法照会に対する市長からの回答が遅れたため。

（７） その他参考となる事項

圧力と除名通告による人権侵害の疑い　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

○○○

請求人が「損害の態様」を「請求者が引き取った個体2頭を除く6頭について金90千円の損害」としていることについて、令和5年4月10日に捕獲されたとされる8頭から、請求人が引き取った2頭にかかる支出を損害の対象から除いていること、及び松江市の捕獲奨励事業補助金の金額がイノシシ成獣1頭当たり1万9千円以内とされているのに対し、損害額を1頭当たり1万5千円相当となる6頭分9万円としたことについては疑義があるが、請求書に記載された内容にかかわらず、請求の対象である支出について監査を実施し、必要があると認めた時点で損害の対象となる個体数及び金額を算定すれば足りると判断した。

これ以外の請求に係る要件についても審査を行い、合議により本件請求を受理した。

第2　監査の実施

1　監査対象部局

産業経済部　農林基盤整備課

2　請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、請求に係る証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人は証拠の提出及び意見の陳述を行わなかった。

3　監査の方法

法第199条第8項の規定により、監査に必要があると認めたため、所管課の事情聴取を行うとともに、書類その他記録の提出を求めることとした。

4　監査の対象事項

(1)　請求内容の整理

本件請求の内容は次のように整理できると判断した。

- 本件請求が対象とする行為は、松江市有害鳥獣捕獲事業補助金交付要綱に基づく捕獲奨励事業補助金のうち、令和5年4月10日に捕獲されたイノシシの個体に関する支出である。
- 当該補助金の支出は違法又は不当に行われたと考えられ、これによって松江市は損害を受けた。
- 当該補助金の支出が違法又は不当に行われたと考える根拠は次のとおり。

  当該補助金の対象となった捕獲個体の検収方法が、確認書の様式に記載された要件を満たしていないこと。及び、対象となった個体のうち請求人が引き取り確認した個体は耳と尾が欠損しており、雲南市の同様の補助金の対象として検収された個体であることが疑われること。
- 違法又は不当に支出した補助金について、市長及び関係職員が連帯して返還する等必要な措置を講ずるよう求める。また補助金の根拠となる捕獲個体の確認のための検収方法を改めるために必要な措置を講ずるよう求める。

(2)　監査の対象事項

監査の対象事項は、松江市有害鳥獣捕獲事業補助金交付要綱に基づく捕獲奨励事業補助金のうち、令和5年4月10日に捕獲されたイノシシの個体に関する支出が違法又は不当に行

われたかどうかであると判断した。

(3)　監査の実施にあたり確認や判断を行わない事項について

住民監査請求の対象となる行為が法第242条第1項の規定により財務会計上の行為に限定されていることに鑑み、監査の対象事項を上記（2）のとおりとした上で、請求書に記載の事項のうち以下に掲げる事項については、監査の実施にあたり監査委員の判断に関係がないことが明らかであることから、その内容の確認及び違法性又は不当性の判断は行わないこととした。

①　請求書（3）③に記載のある、捕獲個体の検収に立ち会った松江市職員が○○○○○に情報を提供し、通報者に圧力をかけるような行動をとったとされること。

②　請求書（3）④に記載のある、請求人が市職員に本件について相談したがその後連絡がなかったこと、及び請求人から市長あての質問に対し、市長が質問内容の一部にのみ回答したこと。

③　請求書（7）に記載されている事項。

なお、前述のとおり、本件請求は対象となる行為が行われてから1年以内に請求されているものと判断し、受理したところであるが、請求書（6）に記載されている「請求者が行った市に対する弁護士法照会に対する市長からの回答が遅れた」という点は、請求人が本件請求の対象となる行為のあった日から1年を経過したのちに請求を行った理由として記載された事項であり、本件請求の内容とは直接の関連がない事項であると判断し、監査の実施にあたりその内容については取り扱わないこととした。

5　請求内容に対する監査対象部局等の説明

本件請求内容について、産業経済部農林基盤整備課は次のとおり説明している。

(1)　「当該補助金の対象となった捕獲個体の検収方法が、確認書の様式に記載された要件を満たしていない」という指摘について

令和5年4月10日に捕獲されたイノシシ8頭のうち、1か所で捕獲された5頭について、写真撮影にあたり1枚の写真に収めて1頭当たりの大きさが小さくなってしまうことを避けるため、2枚の写真に分けて撮影し、写真1枚につき1件の確認書を作成した。

確認書の作成上、複数枚の写真を撮影した場合、本来は確認書の裏面に2枚目以降の写真を貼り付けることとしており、2件の確認書を作成したことは事務処理上の誤りだった。

(2)　「対象となった個体のうち請求人が引き取り確認した個体は耳と尾が欠損しており、雲南市の同様の補助金の対象として検収された個体であることが疑われる」という指摘について

当該捕獲個体の検収に立ち会った、松江市職員及び○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「○○○」という）への聞き取り調査の中で、「以前何らかの理由で耳が欠損したと思われる傷跡のある個体があった」という証言があるが、「刃物で切り取った跡があった」という証言はなかった。

また、松江市職員が確認を行う場合には、捕獲後、個体が生きている状態で確認し、その後○○○又は捕獲者にとどめを刺してもらい、確認書用の写真撮影を行っている。

雲南市など他自治体で検収した、尾や耳がなく死んだ個体が持ち込まれた場合、松江市の対象個体ではないことが確認できるため、松江市の対象の個体としての検収は行わない。

本件の対象となっている個体についても同様の方法で確認しており、他自治体で検収済

みの個体が持ち込まれるなどの不正はなかった。

第３　監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求については理由がなく、棄却する。

監査委員の判断

対象となる支出の関係書類の確認及び担当部局監査を実施し、請求対象である支出の根拠となるイノシシの個体確認の状況、及びそれ以外の支出手続きの２点に着目して当該補助金の支出が違法又は不当に行われたと言えるかどうかを検討した。

(1)　支出の根拠となる捕獲したイノシシの個体確認について、本来１件の確認書とすべき５頭の個体を２件の確認書に分けて作成するという誤りがあり、請求人による、捕獲個体の検収方法が確認書の様式に記載された要件を満たしていないとする指摘は根拠があると考えられる。

ただし、松江市職員が捕獲現場へ行き、〇〇〇又は捕獲者がイノシシにとどめを刺す前の時点から対象となる個体の確認を行っているなど、当該個体が松江市の捕獲奨励事業補助金の対象となる個体であることは確認できており、他自治体の同様の補助金の対象として検収された後の個体が本件支出の対象とされたとは言えず、当該個体を根拠とした補助金の支出自体は妥当なものであると判断した。

また、令和５年４月10日に捕獲された８頭のうち、前述の５頭を除く３頭についても同様に検収が行われており、松江市の当該補助金の対象個体であることが確認できていると判断した。

(2)　捕獲個体の確認以外の手続きについて、関係書類を確認し、関係法令に基づき適正に処理され、支出されたものと判断した。

以上のことから、本件請求の対象である支出が違法又は不当に行われたとは言えず、本件請求には理由がないと判断した。

第４　意見

本件請求に関する監査委員の判断は上記のとおりであるが、監査委員合議の上、次のとおり意見を付すこととした。

本件請求の対象となったイノシシの捕獲個体の確認書添付の写真は、確認者の顔がマスク着用のため隠れていること、スプレーで着色することとされている個体の尾が確実に確認できるとは言い難いことなど、当該補助金に係る記録写真としては十分でないように思われる。また、本件請求に係る捕獲個体の確認書の作成にあたり、本来１件として作成すべき確認書を２件として作成するという誤りも見られたところである。

関係部局においては、今後、写真撮影を含む検収方法及び確認記録の作成方法について、松江市の捕獲奨励事業補助金の対象個体であることが確実に確認できるよう改善するとともに、検収及び確認記録の作成を定められた方法で行うことについて関係者に徹底されたい。